

はじめに

EUにおける分類、表示及び包装に関する法規としては、物質については指令 67/548/EEC（危険物質指令）、調剤については指令 1999/45/EC（危険調剤指令）、分類・表示インベントリーについては規則(EC)No1907/2006（REACH規則）が定められてきた。2008年12月31日に公表され、2009年1月20日に発効した「物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則(EC)No1272/2008（CLP規則）」は、これらの法規を1つに統合したものである。更にCLP規則は、「化学品の分類及び表示の世界調和システム（GHS）」に基づいて国際的に合意された分類クライテリア及び表示規則を取り込み、かつ既存のEU法規の施行による経験をも踏まえた、GHSにはない現行のハザードクラス並びに表示及び包装に関する規定を織り込んだものである。

CLP規則の移行規定により、物質は2010年12月1日まで指令67/548/EECに従って、調剤（CLP規則で混合物と表記が変更された）は2015年6月1日まで指令1999/45/ECに従って、分類、表示及び包装されなければならないとされ、また、その物質及び混合物が、それぞれ指令67/548/EEC及び1999/45/ECに従って分類、表示及び包装され、かつ2010年12月1日前及び2015年6月1日前に既に上市されている場合、その物質及び混合物は、2012年12月1日及び2017年6月1日までCLP規則に従って再表示及び再包装される必要がないとされている。なお、指令67/548/EEC及び指令1999/45/ECは2015年6月1日に既に廃止された。

CLP規則は、以下の7つの付属書から成っている。

- ・ 付属書 I 「有害性物質及び混合物の分類並びに表示」
- ・ 付属書 II 「ある種の物質及び混合物の表示並びに包装についての特別規定」
- ・ 付属書 III 「ハザードステートメント、補足ハザード情報及び補足ラベル要素」
- ・ 付属書 IV 「予防ステートメントのリスト」
- ・ 付属書 V 「ハザード絵表示」
- ・ 付属書 VI 「ある種の有害性物質に対する調和化された分類及び表示」
- ・ 付属書 VII 「指令 67/548/EEC に基づく分類からこの規則に基づく分類への変換表」

上記 CLP 規則の中から規則付属書 III～V を全文翻訳し、特別資料 No.258 として平成 21 年（2009 年）3 月に発行した。その後、欧州委員会は、技術的進歩への適応化（ATP）のために CLP 規則を修正する欧州委員会規則(EC) No 790/2009（付属書 VI の修正）を 2009 年 8 月に公布し、次いで、2011 年 3 月に欧州委員会規則(EU) No 286/2011（国連 GHS 文書改訂 3 版に適合させるための、CLP 規則の全ての付属書 I～VII の修正）を公布した。この規則(EU) No 286/2011 の付属書 III～V の修正事項を反映させて全面改訂し、第 2 版として特別資料 No.310 を平成 23 年（2011 年）5 月に発行した。その後、欧州委員会は、ATP のために、2012 年 7 月に欧州委員会規則(EU) No 618/2012（付属書 VI の修正）を公布し、次いで、2013 年 6 月に欧州委員会規則(EU) No 487/2013（国連 GHS 文書改訂 4 版に適合させるための、CLP 規則の全ての付属書 I～VII の修正）を公布した。次いで 2013 年 10 月に欧州委員会規則(EU) No 944/2013

(国連 GHS 文書改定 5 版に対応した予防ステートメントの修正及び付属書 VI の修正) を公布した。この規則(EU) No 487/2013 の付属書 III～V の修正事項を反映させて全面改訂し、第 3 版として特別資料 No.367 を平成 26 年(2014 年) 6 月に発行した。その後、欧州委員会は、ATP のために、2014 年 12 月に欧州委員会規則(EU) No 1297/2014(付属書 II のパート 3 への section 3.3 の追加) を公布し、次いで、2016 年 5 月に欧州委員会規則(EU) 2016/918 (国連 GHS 文書改訂 5 版に適合させるための、CLP 規則の全ての付属書 I～VII の修正) を公布した。

本特別資料 No.412 「EU 物質及び混合物の分類、表示及び包装 (CLP) に関する規則 (EC)No1272/2008—付属書 III、IV、V— (第 4 版)」は、欧州委員会規則(EU) 2016/918 の付属書 III～V の修正事項を反映させて全面改訂したものである。この規則による修正箇所については、付属書の該当箇所に JETOC 注を付して注記している。規則(EU) 2016/918 は、2018 年 2 月 1 日から適用されることになっている。したがって、それまでは、規則(EU) No 487/2013 による修正が有効であり、特別資料 No.367 「CLP 規則(EC)No1272/2008 付属書 III、IV、V— (第 3 版)」を活用して欲しい。

CLP 規則全体は、本特別資料を含めて、特別資料 No.298 「規則前文・本文」、特別資料 No.411 「付属書 I、II (第 4 版)」、特別資料 No.400 「付属書 VI、VII (第 4 版)」の 4 つの特別資料から構成されるものとなっており、合わせて活用していただきたい。

専門用語については、日本における「GHS 関係省庁連絡会議訳」の用語も参考にした。本特別資料と「GHS 関係省庁連絡会議訳」の主な用語についての対比表については、特別資料 No.298 「規則前文・本文」の翻訳の末尾に参考として掲載した。また、必要と思われる場合、「JETOC 注」としてコメントした。なお、国連 GHS 文書改訂 4 版の「GHS 関係省庁連絡会議訳」において、改訂 3 版まで使用されてきた「火薬類」という訳語が「爆発物」に変更された。本特別資料の訳語もその変更に合わせて「火薬類」、「火薬」を「爆発物」に変更した。

翻訳に際しては、できるだけ原文に忠実であるように心がけたが、疑問の点は必ず原文で確認して欲しい。本特別資料が欧州における化学品関連業務を担当する方々にとって役立てば幸いである。

平成 28 年(2016 年) 8 月
一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター
企画部